

社会体育事業		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	ファミリー-ピ-チボ-ル 統一練習・審判講習会	三井	4月22日	西小体育館	1	13分館、40人
	第22回西部公民館ファミリー-ピ-チボ-ル大会	三井	5月7日	城跡体育館	1	8分館(15チーム)、96人
	ベタンク講習会	三井	5月13日、20日 6月10日	西小体育館	3	42人
×	第12回西部公民館ベタンク大会	三井	6月11日	西小学校校庭	1	雨天ため中止
	第29回西部公民館ピ-チボ-ル大会	三井	9月3日	城跡体育館	1	9分館(20チーム)、115人
×	第44回西部公民館運動会	三井	10月15日	西小学校校庭	1	雨天ため中止
	第41回西部公民館卓球大会	三井	R6年6月30日	城跡体育館	1	令和6年に開催予定
成人教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	女性学級(自治会女性学級の活動支援)	小澤	随時	5自治会		地域講師外 謝礼補助
×	女性学級合同研修	小澤	未定	未定	1	
	童謡唱歌を楽しむ教室	小澤	6月～3月	西部公民館	10	宮坂公子さん 延べ182人+
	地域福祉講座(西部包括支援センター、社会福祉協議会、まちづくりの会共催)	小澤	2月29日	西部公民館	1	下倉亮一さん 25人
×	自然に親しむ講習会	小澤	未定	未定	1	
	誰でもカンタン! 筒けん&けん玉教室	三井	1月28日	西部公民館	1	清水悟さん 滝澤智さん 28人
	誰でもできる! 楽しい運動教室 (前期・後期)	三井	6月～10月、 11月～3月	西部公民館	各5	柳澤澄美さん、中曽根 俊文さん 延べ142人+
	山の幸染め講座	三井	10月18日	西部公民館	1	春原さゆりさん、 小林広子さん 10人
	古文書から見る芳泉寺	三井	6月26日	西部公民館	1	金田明伸さん、 尾崎行也さん 15人
	ポーセリン・ペインティング教室	三井	8月31日	西部公民館	1	岩岡園枝さん、 依田悦子さん 11人
	からだ元気! 健康料理講座	三井	8月23日	西部公民館	1	高田寛子さん、 相澤ひろみさん 20人
	ガーデニング講座	三井	10月28日 11月18日 12月16日	西部公民館	3	酒井ひろ子さん 56人
	西部・塩尻の今昔	三井	12月17日	西部公民館	1	佐々木清司さん 26人
	花と庭づくり教室 視察研修	柴田 三井	7月19日	安曇野市	1	14人
	花と庭づくり教室 正月リース作り講座	柴田 三井	12月14日	西部公民館		酒井ひろ子さん 6人
	里山づくり支援事業 太郎山虚空蔵山縦走路整備	小澤	6/29、9/25	現地	2	6月:21人、9月:20人
	里山づくり支援事業 太郎山虚空蔵山縦走路ト レッキング	小澤	4/16、11/6	現地	2	4月:中止、11月:33人
	里山づくり支援事業 山岳講演会	小澤	1月21日	西部公民館	1	須山千才さん 20人

青少年教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	青少年育成自治会懇談会(各分館年1回)	柴田	随時	各自治会等	16	資料回覧1自治会
	青少年育成市民会議理事会	柴田	4/21,9/22	西部公民館	2	9月は臨時開催
	青少年育成市民会議総会と講演会	柴田	5月19日	西部公民館	1	講師;早坂 淳さん 63人
	青少年育成市民会議学社連絡会	柴田	7/11、11/17	西部公民館	2	小中学校長・関係団体代 表 延べ52人
×	青少年育成市民会議指導者研修視察	柴田	9月上旬		1	臨時理事会階差のため 中止
	青少年育成指導者研修会(講演会)	柴田	10月11日	西部公民館	1	講師;直井 恵さん 41人
	青少年育成推進指導員会(1回目)	柴田	2月28日	西部公民館	1	講師;中村 文昭さん 5人
	ブレ親子のびのび広場	三井	4月13日～ 翌3月7日	西部公民館	12	澤路春代さん 原昭子さん 125人+
	親子のびのび広場	三井	4月20日～ 翌3月21日	西部公民館	23	澤路春代さん、原昭子さ ん 竹鶴麻衣子さん、379人+
	親子わくわくクッキング	三井	8月6日 12月2日	西部公民館	2	成澤揚子さん、 王鷲美穂さん 38人
	第12回小学生初心者スケート体験教室	三井	12月23日	市民の森ス ケート場	1	高寺幸彦さん 他 49人
<b>(西小学校 学校支援ボランティア)</b>						
○	たんぼぼ学級支援	柴田	4月～ 翌3月	西小学校	2/週	ボランティア1人
○	いっしょに勉強しあい隊(放課後学習室)	柴田	5月～ 翌3月	西小学校	1/週	ボランティア5人
○	いっしょにきれいにしあい隊(おそうじ支援)	柴田	5月～ 翌3月	西小学校	1/週	ボランティア2人
	いっしょに学校の活動しあい隊(園芸委員会の 部)	柴田	6月～11 月	西小学校	3	ボランティア6人
○	読み聞かせボランティア(ぶんぶんぶん)	柴田	5月～ 翌3月	西小学校	1/週	ボランティア20人
	いっしょに学校の活動しあい隊 (西部米づくり体験)	小澤	4月～12 月	学校田 外	10	ボランティア延121人
	西部米づくり体験収穫祭	小澤	12月9日	西部公民館	1	77人
	いっしょに学校の活動しあい隊(クラブ活動の部)	小澤	6月～10 月	西小学校	6	西部公民館紹介分の み
×	西小1年生と歌の交流会 (童謡唱歌を楽しむ教室)	小澤	11月	西部公民館	1	
<b>(第三中学校 学校支援ボランティア)</b>						
	花と庭づくり教室(三中学校支援花壇管理ボラン ティア(6月～10月))	柴田 三井	5月～ 12月	三中花壇 外	講 座 2回	講師:酒井ひろ子さん
高齢者教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
×	高齢者学級合同研修会(1泊2日)	小澤			1	
×	健康講座(スマイルボウリング大会)	小澤			1	
○	西部・塩尻芸術鑑賞会(高齢者寄席)	小澤	3月3日	西部公民館	1	立川談慶さん、60人

文化教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	西部公民館まつり	小澤	2/3、4	西部公民館	1	のべ230人
×	利用者団体作品展示	小澤	随時	西部公民館		
人権同和教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	人権同和教育自治会懇談会(各分館年間2回)	箱田	随時	各自治会	24	講師を招いて15回 DVD視聴 9回 計504名
	人権同和教育推進員会(年間1回)	箱田	8月22日	西部公民館	2	参加者11名 令和6年2月中止
	西部・塩尻地区人権を考える市民の集い～外国人の人権～	箱田	9月5日	西部公民館	1	「多文化共生社会を目指して」入安ムコレさん 59名
×	人権同和教育指導者研修会	箱田	3月8日中止	西部公民館	1	5月青少年育成市民総会の時 合同開催予定
	解放子ども会			緑が丘西集会所		城南公民館で担当
	上田市解放子ども会運営委員会					
分館育成		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	分館5役会議(R5年第2回)	三井	12月1日	西部公民館	1	正副会長会として実施
	分館役員合同会議(R5年第1回)	三井	R6年2月7日	西部公民館	1	分館三役合同会議として実施
	分館長・主事合同会議	三井	11月15日	西部公民館	1	分館長・分館主事で実施
	分館長会議(第1回)	三井	4月5日	西部公民館	1	交付金、情報交換
×	分館長会議(第2回)	三井	8月25日	西部公民館	1	中止
×	分館長会議(第3回)	三井	10月26日	西部公民館	1	中止
	分館主事会議	三井	通年	西部公民館	5	主に各種スポーツ大会について
	運動会補助役員会議	三井	9月26日	西部公民館	1	分館主事・補助役員で実施
広報活動		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	西部公民館だより	三井	16日	西部公民館	12	毎月、回覧
	分館・自治会広報の交流	三井	随時	西部公民館		
	ホームページによる公民館事業のお知らせ	小澤 三井	随時	西部公民館		
	フェイスブックによるお知らせ	小澤 三井	随時	西部公民館		
利用者団体		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	利用者団体一斉清掃(西部公民館)	小澤	6/23、11/24	西部公民館	2	6月:71人、11月:70人
	利用者団体一斉清掃(塩尻地区公民館)	小澤	随時	塩尻地区公民館		
	利用者団体連絡協議会(西部公民館)	小澤	6/23、11/24、1/24	西部公民館	4	6月:71人、11月:70人 1月:70人
	利用者団体会議(塩尻地区公民館)	小澤	1月29日	塩尻地区公民館	2	23人
その他		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	認知症介護相談事業(別:運営委員会 年3回程度)	小澤	毎月1回	西部公民館		NPOやじるべー職員 包括支援職員

西部地域まちづくりの会(住民自治組織)		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
資料1-2 (別紙)						

「 」は実施済、「○」は実施中、「 」は一部実施、「×」は実施しなかったもの、今後実施事業は空欄

西部地域まちづくりの会 (住民自治組織)		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
<b>会議</b>						
	西部地域まちづくりの会 総会	唐澤	4月20日	西部公民館	1	54人
	西部地域まちづくりの会 運営委員会	唐澤	毎月	西部公民館	11	委員:15人
	西部地域まちづくりの会 自然・生活環境部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	部員:17人
	防犯・防災部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	部員:20人
	子育て・教育部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	部員:11人
	福祉・高齢者部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	部員:16人
×	IT担当者部会	唐澤	不定期	西部公民館		休会
<b>行事</b>						
	花いっぱいさんぽみちの花桃まつり	唐澤	4月8日	バイパス側道 花いっぱい散歩道	1	
	歌声広場	唐澤	5月、7月、 9月、12月	西部公民館	4	5月32名、7月36名、9月35人、12月47人
	ぶらっと散歩	唐澤	6月、10月	西部地区、塩尻地区、秋和地区	2	6月:18名 10月20人
	防災講座	唐澤	6月17日	西部公民館	1	「クロスロード」:25人
	寝たきりにならない体操	唐澤	6月、10月	西部公民館	2	6月24人、10月20人
	第2回実践に生きる防災会議	唐澤	7月10日	西部公民館	1	50人
	西部地域市政懇談会	唐澤	7月31日	西部公民館	1	42人
	防災講演会	唐澤	8月6日	西部公民館	1	京都大学工学博士 宇津木慎司氏
	元気もりもり体操	唐澤	8月、11月	西部公民館	2	8月18人、11月23人
	夏休みコミュニティスクール	唐澤	8月	西部公民館 塩尻地区公民館	2	西部:13人、塩尻9人
	災害用備蓄品設営訓練	唐澤	9月24日	西部公民館	1	24人
	高齢者福祉部会・視察研修	唐澤	9月28日	武石風土つなぎ隊 「つなく家」	1	10人
	記念イベント(サックスコンサート)	唐澤	10月8日	西部公民館	1	58人
	プレーパークで遊ぼう	唐澤	10月29日	正栄寺	1	10人
	魅力発見・西部地域探訪写真展	唐澤	11月1日~ 11月30日	西部公民館		
	歴史的景観ウォッチング 新町・諏訪部編	唐澤	11月4日	新町・諏訪部	1	26人
	親子プログラミング教室	唐澤	2月11日	西部公民館	1	24人
	入園・入学の為に手作りグッズ作り応援講座	唐澤	2月25日	西部公民館	1	予定
<b>広報活動</b>						
○	「ホームページ」によるまちづくりの会のお知らせ	唐澤	随時			
○	「西部地域デジタルマッピング」での情報発信	唐澤	随時			
	各イベント開催の告知	唐澤	随時	自治会、学校、 保育園、その他		
	西部塩尻まちづくり通信	唐澤	9月、3月		2	9月16日、3月予定 各自治会回覧
	福祉高齢者部会だより	唐澤	8月、12月		2	各自治会回覧

社会体育事業		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	ベタンク講習会	三井	4/13、4/20	西小学校校庭	2	
	西部・城南地区交流ベタンク大会	三井	5月11日	古戦場公園多目的グラウンド	1	
	第41回西部公民館卓球大会	三井	6月30日	城跡体育館	1	
	ビ-チボ-ル 統一練習・審判講習会	三井	8月24日	城跡体育館	1	
	西部公民館ビ-チボ-ル大会	三井	9月1日	城跡体育館第2体育館	1	
新	西部公民館地域ふれあいレクリエーション(仮)	三井	10月6日	西小学校校庭	1	
成人教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	女性学級(自治会女性学級の活動支援)	小澤	随時	8自治会		地域講師外 謝礼補助
	女性学級合同研修	小澤	未定	未定	1	
	童謡唱歌を楽しむ教室	小澤	未定	西部公民館	10	宮坂公子さん
	地域福祉講座(西部包括支援センター共催)	小澤	未定	西部公民館	1	
	自然に親しむ講習会	小澤	未定	未定	1	
	誰でもカンタン! 筒けん&けん玉教室	三井	2月	西部公民館	1	清水悟さん 滝澤智さん
	誰でもできる! 楽しい運動教室 (前期・後期)	三井	6月~10月、 11月~3月	西部公民館	各5	柳澤澄美子さん、 中曽根俊文さん
	山の幸染め講座	三井	10月	西部公民館	1	春原さゆりさん、 小林広子さん
	古文書から見る芳泉寺	三井	未定	西部公民館	1	金田明伸さん、 尾崎行也さん
	からだ元気! 健康料理講座	三井	未定	西部公民館	未定	王鷲美穂さん
	ガーデニング講座	三井	未定	西部公民館	3	酒井ひろ子さん
	西部・塩尻今昔	三井	未定	西部公民館	未定	
	里山づくり支援事業 太郎山虚空蔵山縦走路整備	小澤	6/23、9/28	現地	2	
	里山づくり支援事業 太郎山虚空蔵山縦走路トレッキング	小澤	4/13、11/10	現地	2	
	里山づくり支援事業 縦走路整備事業連絡会及び山岳講演会	小澤	3月	西部公民館	1	

青少年教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	青少年育成自治会懇談会(希望分館年1回)	柴田	随時	各自治会	15	地域講師外
	青少年育成市民会議(理事会)	柴田	4月24日	西部公民館	1	
	青少年育成市民会議(総会・講演会)	柴田	5月24日	西部公民館	1	講師;早坂淳・伴美佐子
	青少年育成市民会議学社連絡会	柴田	7月9日	西部公民館	1	小中校長・関係団体代表
	青少年育成指導者研修会(J講演会)	柴田	10月9日	西部公民館	1	講師;未定
	プレ親子のびのび広場	三井	4月11日~ 翌3月6日	西部公民館	12	澤路春代さん、原昭子さん、 竹鶴麻衣子さん
	親子のびのび広場	三井	4月18日~ 翌3月27日	西部公民館	24	澤路春代さん、原昭子さん、 竹鶴麻衣子さん
	親子わくわくクッキング	三井	8月、12月	西部公民館	2	成澤揚子さん 王鷲美穂さん
新	西部公民館コンサート	三井	未定	西部公民館	1	未定
<b>(西小学校 学校支援ボランティア)</b>						
	いっしょに勉強しあい隊(放課後学習室)	柴田	5月~ 翌3月	西小学校	1/週	
	いっしょにきれいにしあい隊(おそうじ支援)	柴田	5月~ 翌3月	西小学校	1/週	
	いっしょに学校の活動しあい隊(園芸委員会の部)	柴田	6月~11月	西小学校	3~4	
	読み聞かせボランティア(ぶんぶんぶん)	柴田	5月~ 翌3月	西小学校	1/週	
	いっしょに学校の活動しあい隊(西部米づくり体験)	小澤	4月~12月	学校田 外	10	
	西部米づくり体験収穫祭	小澤	12月	西部公民館	1	
	いっしょに学校の活動しあい隊(クラブ活動の部)	小澤	6月~10月	西小学校	6	西部公民館紹介のみ
	西小1年生と歌の交流会(童謡唱歌を楽しむ教室)	小澤	11月	西部公民館	1	
<b>(第三中学校 学校支援ボランティア)</b>						
	花と庭づくり教室(第三中学校支援ボランティア養成講座)、花壇管理ボランティア(6月~10月)	柴田 三井	5月~ 12月	三中花壇 外	講座 2回	講師:酒井ひろ子さん
高齢者教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	高齢者学級合同研修会	小澤	未定	未定	1	
	健康講座(スマイルボウリング大会)	小澤	10月	未定	1	
	西部・塩尻芸術鑑賞会	小澤	未定	西部公民館	1	

文化教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	西部公民館まつり	小澤	3月1日、2日	西部公民館		
	利用者団体作品展示	小澤	随時	西部公民館		
人権同和教育		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	人権同和教育自治会懇談会	箱田	随時	各自治会	未定	各分館の意向で対応
	人権同和教育推進委員会	箱田	今年度無し	西部公民館	0	人権研修会(別添)の連絡員は、各分館に依頼
	西部・塩尻地区人権を考える市民の集い	箱田	9月5日予定	西部公民館	1	講師未定
	人権同和教育指導者研修会	箱田	5/24、10/9	西部公民館	2	5/24 早坂 淳氏、伴美佐子氏 10月未定
	解放子ども会			緑が丘西集会所		城南公民館で担当
	上田市解放子ども会運営委員会					
分館育成		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	分館役員合同会議(R6年第2回)	三井	11月29日	西部公民館	1	事業報告
	分館役員合同会議(R7年第1回)	三井	R7年2月7日	西部公民館	1	委嘱・事業計画
	分館長会議(第1回)	三井	4月3日	西部公民館	1	交付金、情報交換
	分館長会議(第2回)	三井	8月23日	西部公民館	1	情報交換
	分館長会議(第3回)	三井	11月29日	西部公民館	1	決算手続
	分館主事会議	三井	通年	西部公民館	5	主に各種スポーツ大会について
	ふれあいレクリエーション(仮)打合せ会議	三井	9月19日	西部公民館	1	未定
広報活動		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	西部公民館だより	三井	16日	西部公民館	12	毎月、回覧
	分館・自治会広報の交流	三井	随時	西部公民館		
	ホームページによる公民館事業のお知らせ	小澤 三井	随時	西部公民館		
	フェイスブックによるお知らせ	三井	随時	西部公民館		
利用者団体		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	利用者団体一斉清掃(西部公民館)	小澤	5月、11月	西部公民館	2	
	利用者団体一斉清掃(塩尻地区公民館)	小澤	随時	塩尻地区公民館		
	利用者団体連絡協議会(西部公民館)	小澤	5月、11月、1月	西部公民館	4	
	利用者団体会議(塩尻地区公民館)	小澤	2月	塩尻地区公民館	2	
その他		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
	認知症介護相談事業(別:運営委員会 年3回程度)	小澤	毎月1回	西部公民館		NPOやじろべー職員 包括支援職員

西部地域まちづくりの会(住民自治組織)		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
資料2-2 (別紙)						

「新」は新規事業 「」は内容変更・充実したもの

西部地域まちづくりの会 (住民自治組織)		担当	実施日	場 所	計画回数	備 考
<b>会議</b>						
	西部地域まちづくりの会 総会	唐澤	4月18日	西部公民館	1	
	西部地域まちづくりの会 運営委員会	唐澤	毎月	西部公民館	11	
	西部地域まちづくりの会 自然・生活環境部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	
	防犯・防災部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	
	子育て・教育部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	
	福祉・高齢者部会	唐澤	毎月	西部公民館	11	
<b>行事</b>						
	学習支援事業・情報発信事業(子育て・教育部会)	唐澤	通年			
	花桃まつり(花いっぱい会)	唐澤	4月	ハイパス側道 花いっぱい散歩道	1	
	歌声広場	唐澤	6月、8月、 10月、12月	西部公民館	4	
	介護予防体操	唐澤	5月、7月、 9月、11月		4	
	防災講演会	唐澤	6月	西部公民館	1	
	第3回実践に生きる防災会議	唐澤	6月	西部公民館	1	
	ぶらっと散歩	唐澤	6月、10月	西部地区、塩尻地区、 秋和地区	2	
	西部地域市政懇談会	唐澤	7月	西部公民館	1	
新	避難所運営・初期運営訓練	唐澤	7月、8月	西部公民館	2	
	夏休みコミュニティスクール	唐澤	8月	西部公民館 塩尻地区公民館	2	
	高齢者福祉部会・視察研修	唐澤	9月	未定	1	
新	ねこ型花壇オープンガーデン(ねこ瓦を愛する会)	唐澤	9月～10月		1	
	創立記念イベント	唐澤	10月	西部公民館	1	
	プレーパーク	唐澤	10月	西部公民館	1	
	西部地域写真展	唐澤	11月	西部公民館	1	
	講演会(高齢者福祉部会)	唐澤	11月	西部公民館	1	
	西部公民館まつり(展示発表)	唐澤	2月	西部公民館	1	
	親子プログラミング教室	唐澤	2月	西部公民館	1	
	入園・入学の為の手作りグッズ作り応援講座	唐澤	1.2月	西部公民館	1	
<b>広報活動</b>						
	「ホームページ」によるまちづくりの会のお知らせ	唐澤	随時			
	「西部地域デジタルマッピング」での情報発信	唐澤	随時			
	各イベント開催の告知	唐澤	随時	自治会、学校、 保育園、その他		
	西部塩尻まちづくり通信	唐澤	9月、3月		2	
	福祉高齢者部会だより	唐澤	7月、10月、 2月		3	

「上田市公の施設における使用料等の考え方」の策定を踏まえた対応  
(今後のスケジュール予定)

年度	月	概要
令和 5 年度	1 月	・基本方針の策定(令和 6 年 1 月 1 日付)
	1 月～	・基本方針に基づく使用料の算定、減免基準の検討
令和 6 年度	～7 月	・使用料改正案に関する協議(公民館運営協議会、教育委員会) ・利用者登録団体等への説明(使用料改正【案】)
	8 月	・条例改正案に関する法規審査委員会 ・議案決定会議
	9 月	・市議会 9 月定例会(条例改正議案の上程)
	10 月～ 3 月	・利用者登録団体等への説明(使用料改正【確定】) ・使用料改正の周知(公民館だより、ホームページ等) ・申請書類、施設表示等の変更
令和 7 年度	4 月～	・改正使用料の適用
		・減免基準の検討 ・新減免基準に関する協議(公民館運営協議会、教育委員会) ・利用者登録団体等への説明(減免基準改正【案】)
令和 8 年度	4 月～ 12 月	・利用者登録団体等への説明(減免基準改正【確定】) ・減免基準改正の周知(公民館だより、ホームページ等) ・申請書類、施設表示等の変更
	1 月～	・新減免基準の適用(令和 9 年 1 月 1 日付)

冷暖房器具等附属器具の使用料の見直しに関しては行政管理課の動向を踏まえ検討

## 公の施設における使用料等の考え方の策定について

### 1 趣旨

公の施設（以下「施設」という。）の維持やサービスの提供に要する費用は、税金（市費）と、施設の利用者が負担する使用料・利用料金（以下「料金」という。）により賄われており、その料金は市内外の類似施設を参考に設定してきた。

しかし、新市発足以降、統一した基準による料金の見直しを行っておらず、施設ごとの水準に差が生じていること、また、維持管理経費の増減など社会経済情勢の変化が反映されておらず、利用者が負担する料金と、市費負担の割合に不均衡が生じている。

これらのことから、統一した料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、定期的に料金を見直し、社会経済情勢の変化に的確に対応した料金設定とするため、「公の施設における使用料等の考え方」（以下「基本方針」という。）を策定する。

### 2 旧上田市における料金の見直しについて

旧上田市では、昭和51年に当時の基幹的施設であった市民会館及び塩田解放会館を基準として料金体系を策定し、原則として4年ごとに消費者物価動向、社会情勢等を勘案のうえ見直しを行い、必要に応じて料金の改定を実施してきた。

### 3 検討経過等

令和2年 2月	上田市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）において、基本方針（素案）の概要を説明。
令和4年11月	委員会において、基本方針（案）を協議。
令和4年12月	基本方針（案）のパブリックコメントを実施。
令和5年 1月	委員会において、パブリックコメントの意見を踏まえた基本方針（案）の見直し内容を協議。 公民館館長会において、基本方針（案）を協議。公民館職員及び行政管理課職員による受益者負担検討プロジェクトチームを設置。
令和5年 3月	上田市議会総務文教委員会において、議題外として基本方針（案）を説明。
令和5年 7月	市内9つの公民館を会場に基本方針（案）の市民説明会を開催。
令和5年 9月 ～10月	令和5年9月上田市議会定例会において、「上田市公民館使用料の受益者負担のあり方に関する陳情」が不採択となる。
令和5年10月	委員会において、市民説明会の結果を踏まえた基本方針（案）の見直し内容を協議。

#### 4 料金の算定方法

##### (1) 基本的な考え方

- ・負担の公平性の確保
- ・算定方法の統一化
- ・定期的な見直し
- ・効果的・効率的な施設運営

##### (2) 対象とする料金

基本方針の対象となる料金は、原則すべての料金とする。

国等から算定基準や単価が示されているものは、法令等に準じて見直しを行うこととし、基本方針の対象としない。

##### (3) 基本的な算定方法

施設に係る経費のうち、統一的な基準で算定した金額を利用者が負担すべき「管理コスト」と定め、提供するサービスの性質により分類した「利用者負担割合」を管理コストに乗じることで得た金額を料金の目安とする。

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合}$$

##### (4) 算定の対象とする経費

- ・管理コストに含める経費 人件費、物件費、維持保守費、指定管理業務に係る経費
- ・管理コストに含めない経費 施設の取得・大規模修繕等に係る経費、自然災害・火災・事故等の特殊事情による経費、イベント等事業に係る経費

##### (5) 利用者の負担割合

公の施設は、その性質が多様であるため、施設の性質に応じて「公益性」と「私益性・市場性」の度合いで分類し、利用者が負担する割合（利用者負担）と税金により負担する割合（市費負担）を設定する。

度合い	分類	負担割合	説明
【公益的】 	【A】	全額市費負担 (市費負担 100% 利用者負担 0%)	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるものの、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	【B】	利用者と市費で負担を折半 (市費負担 50% 利用者負担 50%)	社会教育や体育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスであるが、利用者が限定されるなど公益・私益の両方の性質を併せ持つサービス
	【私益的・市場的】	全額利用者負担 (市費負担 0% 利用者負担 100%)	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている(提供が可能な)サービス

## (6) 料金の算定方法

- ・ 会議室など一定の区画を貸し出す施設

$$\begin{aligned} \text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} &= 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間コスト } \textcircled{1} \\ \textcircled{1} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} &= 1 \text{ 室(区画) 当たりのコスト } \textcircled{2} \\ \textcircled{2} \times \text{利用者負担割合} &= 1 \text{ 室(区画) 当たりの料金} \end{aligned}$$

- ・ 不特定多数の個人が同時に利用する施設

$$\begin{aligned} \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合} &= \text{本来の料金収入額} \textcircled{1} \\ \textcircled{1} \div \text{料金収入額(直近5年平均)} &= \text{倍率} \textcircled{2} \\ \text{現在の料金} \times \textcircled{2} &= 1 \text{ 人当たりの料金} \end{aligned}$$

## (7) その他の設定

- ・ 同種・類似のサービスを提供する施設の料金
- ・ 市民以外の料金
- ・ 営利目的利用
- ・ 曜日・時間による加算
- ・ 空調・照明・附属器具の料金

## 5 定期的な見直し

### (1) 見直しの時期

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行う。

### (2) 改定の幅(上限・下限の設定)

改定する料金は、急激な価格の変動を防止するため、改定前の1.3倍の範囲内に収まるよう設定する。

### (3) 料金の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、算出した料金は原則として50円単位で調整する。

### (4) 消費税の取扱い

消費税率の変動は管理コストに影響を与えることから、消費税率が改定される際は料金の見直しを行う。

### (5) 市民への周知

料金を改定する際は、経費や利用者負担割合などの考え方を広く周知するとともに、十分な周知期間を設定する。

## 6 料金の減額・免除

(1) 統一的な基準

区分	利用団体・利用内容	減免率	備考
1	市（市教育委員会・市が設置する附属機関等含む）及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体（県・広域連合等）が主催・共催、委託する事業	100%	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体（指定管理者等）が施設の管理運営目的で利用する場合	100%	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体（体育・文化連盟）の活動（公立・私立を問わない）	100%	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動（授業、行事、部活動の一環）として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体（体育・文化連盟）の活動（公立・私立を問わない）	50%	
5	その他市長が必要と認める場合	100% 又は 50%	

(2) 施設ごとの基準

施設の目的と性質に応じ、統一的な減免基準に加えて、施設ごとに減免の基準を定めることができることとする。

(3) 空調・照明・附属器具の料金

空調・照明・附属器具の料金は、使用する場合と使用しない場合の料金の公平性を確保するため、原則減免しない。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合には、施設の利用実態等を踏まえて減免の判断を行うこととする。

(4) その他

- ・ 指定管理者制度導入施設での取扱い

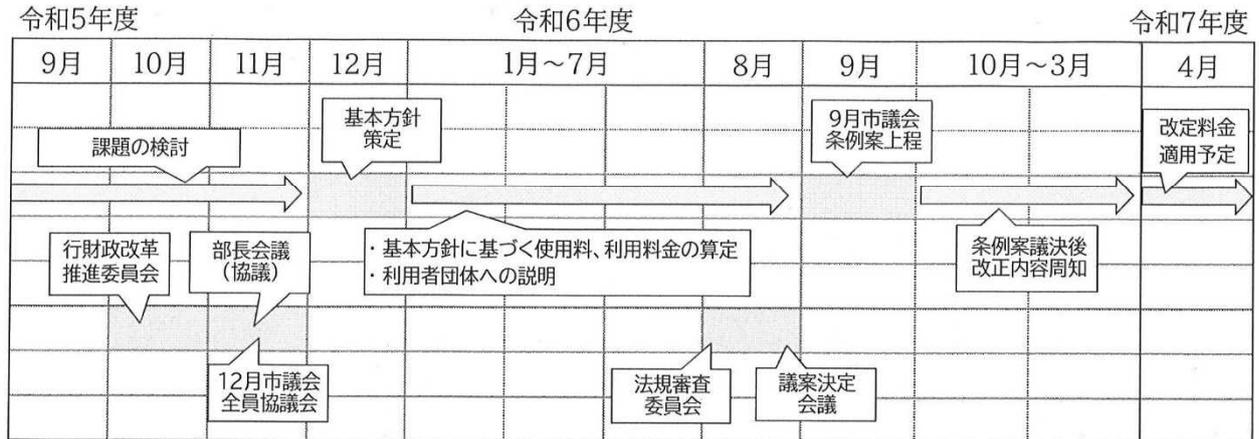
減免は、政策的な特例措置として実施するものであるため、指定管理者制度導入施設においても、基本方針に沿った取扱いとする。

- ・ 適用時期

減免に関する基本方針の内容は、策定の日から3年後を目途に適用することとする。適用に向けて、利用者及び利用関係団体への周知を十分に行うこととする。

## 7 今後のスケジュール

### (1) 料金改定スケジュール



### (2) その他

- ・ 基本方針（案）の策定日は令和6年1月1日とする。
- ・ 令和6年1月又は2月中に基本方針（案）及び改定作業方法についての説明会を開催予定。
- ・ 温泉施設や貸館施設などにおいては、料金改定のみならず、年間券のあり方や、施設の利用区分の見直し（1時間単位での利用）なども併せて検討していただきたい。
- ・ 基本方針（案）の減額・免除の内容は、策定の日から3年後の令和9年1月1日から適用することとしたので、減額・免除の運用につき、利用関係団体との協議が必要な公民館等の施設は、スケジュール感をもって取組を進めていただきたい。

## 自治会連合会提案の「市等が自治会に依頼する各種委員の見直し」について 公民館分館役員等の見直しについて（報告）

### 1 市政三者懇談会における協議を踏まえた見直し方針

#### （1）分館役員の見直し（令和6年から）

分館三役（分館長、副分館長、分館主事）のうち、副分館長と分館主事は、任意の選出とする。

#### （2）共催事業の見直し（令和6年から随時）

公民館と分館が共催して行う事業（スポーツ大会、レクリエーション、文化祭等）について、各公民館において分館役員等との協議を踏まえて必要により見直しを行う。

### 2 分館役員の出選状況

#### （1）全体の状況（9公民館合計）

公民館	分館数	役職	令和5年	令和6年	増減	
9公民館	246	分館長	246	246	0	0.0%
		副分館長	171	139	32	18.7%
		分館主事	210	183	27	12.9%

#### （2）地域ごとの状況

公民館	分館数	役職	令和5年	令和6年	増減	
上田地域 (6公民館)	152	分館長	152	152	0	0.0%
		副分館長	150	123	27	18.0%
		分館主事	149	129	20	13.4%
丸子地域 (1公民館)	40	分館長	40	140	0	0.0%
		副分館長	4	14	0	0.0%
		分館主事	51	149	2	3.9%
真田地域 (1公民館)	36	分館長	36	36	0	0.0%
		副分館長	2	2		
		分館主事	2	2		
武石地域 (1公民館)	18	分館長	18	18	0	0.0%
		副分館長	17	12	5	29.4%
		分館主事	10	5	5	50.0%

1：未報告の分館もあるため暫定値となります。

2：報告を求めています。

#### （3）公民館ごとの状況 裏面のとおり

公民館	分館数	役職	令和5年	令和6年	増減	
中央	50	分館長	50	50	0	0.0%
		副分館長	49	37	-12	-24.5%
		分館主事	49	41	-8	-16.3%
西部	15	分館長	15	15	0	0.0%
		副分館長	15	13	-2	-13.3%
		分館主事	15	14	-1	-6.7%
城南	19	分館長	19	19	0	0.0%
		副分館長	19	18	-1	-5.3%
		分館主事	19	19	0	0.0%
上野が丘	30	分館長	30	30	0	0.0%
		副分館長	29	20	-9	-31.0%
		分館主事	28	21	-7	-25.0%
塩田	29	分館長	29	29	0	0.0%
		副分館長	29	26	-3	-10.3%
		分館主事	29	26	-3	-10.3%
川西	9	分館長	9	9	0	0.0%
		副分館長	9	9	0	0.0%
		分館主事	9	8	-1	-11.1%
丸子	40	分館長	40	1 40	0	0.0%
		副分館長	4	1 4	0	0.0%
		分館主事	51	1 49	-2	-3.9%
真田中央	36	分館長	36	36	0	0.0%
		副分館長	<del>2</del>	<del>2</del>		
		分館主事	<del>2</del>	<del>2</del>		
武石	18	分館長	18	18	0	0.0%
		副分館長	17	12	-5	-29.4%
		分館主事	10	5	-5	-50.0%
合計	246	分館長	246	246	0	0.0%
		副分館長	171	139	-32	-18.7%
		分館主事	210	183	-27	-12.9%

1: 未報告の分館もあるため暫定値となります

2: 報告を求めています

## 地域における人権教育・青少年育成の学習事業について

### 1 経過

人権同和教育推進員及び青少年育成推進指導員の廃止に伴い、これまで自治会懇談会として進めてきた地域の人権同和教育・青少年育成の学習事業を見直し、自治会・分館が行う主体的な学びと地域の実情に応じた学習活動に対して、教育委員会が支援していくこととした。

### 2 新たに進める学習事業について

#### (1) 名称

##### 【地域における人権学習事業】

##### (趣旨)

誰もが差別や偏見がなく安心して暮らすことができ、個性や能力を十分に発揮でき、共によりよく生きることができる地域をつくるためには、地域住民の人権意識高揚を図ることが必要である。

住民の暮らしに身近な自治会・分館において、人権尊重の意義と人権課題を学ぶ機会を創出し、上田市人権尊重のまちづくり条例に基づく「人権尊重のまち上田市」の実現を図る取り組みを促進するために、本事業を実施する。

##### 【地域におけるこどもまんなか社会学習事業】

##### (趣旨)

こども基本法に基づき制定されたこども大綱では、こども・若者が一人ひとり尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

住民の暮らしに身近な自治会・分館において、こども・若者を取り巻く状況や課題を学ぶ機会を創出し、地域社会全体でこども・若者を支え、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを促進するために、本事業を実施する。

#### (2) 学習事業の概要

自治会・分館が趣旨に沿った学習事業に主体的に取り組んでいただき、その学習活動に対し、市（教育委員会）が支援する。

##### ア 対象とする学習事業

地域の主体的な学習活動として、次の全ての要件に該当するものを学習事業とする。

- ・自治会又は分館が主催し、運営すること
- ・自治会又は分館が主体的に学習テーマを設定すること
- ・学習方法は学習テーマに応じて多様な形式であること

〔 例 ) 講演会、学習会、ワークショップ、意見交換会、懇談会、施設等の見学、  
体験談の発表や事例発表、映像資料の視聴、まち歩きやフィールドワーク等 〕

### (3) 支援内容

学習事業の実施に当たり、次のとおり教育委員会が支援する。

#### ア 企画・運営に関する支援

学習テーマや方法の選定や学習会等の運営方法などの相談に応じ、実施計画や運営について一緒に考える。

#### イ 経費に対する支援

##### 交付金

学習事業の実施に要する経費に対し、その一部を市が財政支援を行うため、次の交付金を設ける。

(交付金名称)

上田市地域における人権学習事業交付金

上田市地域におけるこどもまんなか社会学習事業交付金

(概要)

- ・学習事業1回につき定額を交付する。
- ・交付金は、次の経費に充てることができる。

[対象経費] 学習事業に要する報酬、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料等の経費(食糧費を除く。)

- ・交付額は1学習事業につき12,500円以内
- ・その他運用に係る主な留意事項は別紙を参照する。
- ・学習事業交付金交付要綱及び要領を定め、適正な執行に努める。

##### 講師等謝礼

学習テーマ、学習方法に応じて講師や指導者を招へいする場合は、その経費を市が負担する。

- ・講師等謝礼の金額は、市の予算執行上の基準に則り、予算の範囲内で市が支払う。

### 3 経過及び今後の進め方(予定)

1月18日	・教育委員会協議会	...交付金の概要
2月中	・分館・自治会連合会会議	...学習事業の概要説明
2月14日	・教育委員会2月定例会	...交付金要綱、今後の進め方
26日	・令和6年3月市議会定例会開会	...令和6年度予算(案)上程
3月1日	○社会教育委員会議	...交付金要綱、今後の進め方
中旬	・市議会教育厚生委員会審議	...教育委員会予算(案)審議
19日	・法規審査委員会幹事会	...交付金要綱(案)審議
21日	・3月市議会定例会閉会	...令和6年度予算(案)議決
22日	学習事業交付金要綱公布	
26日	・西部公民館運営審議会	...交付金制度概要説明
26日	・分館等へ学習事業説明会	...交付金制度、手続等説明
4月1日	学習事業交付金要綱施行	

4月17日 公民館社会教育指導員会  
学習事業交付金申請受付開始

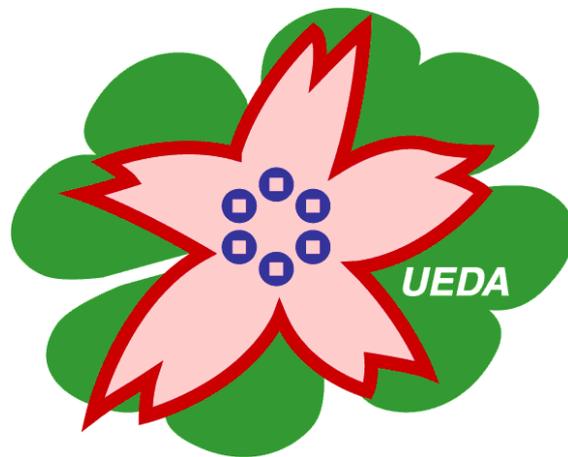
...交付金制度、手続等説明  
(受付期間)4月 日~9月30日

(別紙)

**【学習事業交付金の運用に係る主な留意事項】**

- 1 学習事業の実施期間について  
4月~12月
- 2 対象となる学習事業(主催者)
  - (1) 自治会・分館が単独で実施する学習事業
  - (2) 複数の自治会・分館が合同で実施する学習事業
  - (3) 地区自治会連合会で実施する学習事業
  - (4) 自治会又は分館が主催であれば、他団体との共催で実施する学習事業
- 3 対象外となる事業について
  - (1) 他団体が主催した学習事業に参加するのみの場合  
例) 地区社会福祉協議会、住民自治組織、教育委員会・公民館が主催する講演会等
  - (2) 伝統行事、お楽しみ会、体験活動、スポーツ大会等
  - (3) 子ども会育成会、PTA等が主催する子どもを対象とした催し
  - (4) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
  - (5) 市から他の補助金等の交付を受けている事業
- 4 交付金について
  - (1) 複数の自治会・分館が合同(地区自治会連合会等含む)で実施する場合においても、交付金は学習事業1回分の金額とする。

# 公の施設における使用料等の考え方



上田市

令和6年1月

# 目次

1	趣旨	1
2	基本的な考え方	2
(1)	負担の公平性の確保	2
(2)	算定方法の統一化	2
(3)	定期的な見直し	2
(4)	効果的・効率的な施設運営	2
3	対象とする料金	3
4	料金の算定方法	4
(1)	基本的な算定方法	4
(2)	算定の対象とする経費	5
ア	管理コストに含める経費	5
イ	管理コストに含めない経費	6
(3)	利用者の負担割合	7
ア	施設の種類と利用者負担割合	7
イ	施設別の利用者負担割合	7
(4)	料金の算定方法	8
ア	会議室などの一定の区画を貸し出す施設	8
イ	不特定多数の個人が同時に利用する施設	8
(5)	その他の設定	8
ア	同種・類似のサービスを提供する施設の料金	8
イ	市民以外の料金	8
ウ	営利目的利用	8
エ	曜日・時間による加算	9
オ	空調・照明・附属器具の料金	9
5	定期的な見直し	10
(1)	見直しの時期	10
(2)	改訂の幅（上限・加減の設定）	10
(3)	料金の単位	10
(4)	消費税の取扱い	10
(5)	市民への周知	10
6	減額・免除	11
(1)	基本的な考え方	11
(2)	適正な運用	11
(3)	統一的な基準	12
(4)	施設ごとの基準	13
(5)	空調・照明・附属器具の料金	14
(6)	その他	14
ア	指定管理者制度導入施設での取扱い	14
イ	適用時期	14
7	検討経過等	15
	使用料等の減免（市長が特に必要と認めるもの）適用チェックシート	16

## 1 趣旨

---

市は、「公共施設マネジメント基本方針」に基づいて、施設を適切に維持管理し、必要なサービス提供を継続していくことを目指しています。

公の施設※<sup>1</sup>（以下「施設」という。）の維持やサービスの提供に要する費用は、施設の利用者が負担する使用料※<sup>2</sup>・利用料金※<sup>3</sup>（以下「料金」という。）と、税金（市費）により賄われており、その料金は市内外の類似施設を参考に設定してきました。

しかし、平成18年3月6日の市町村合併による「新上田市」の発足以降、統一した基準による料金の見直しを行っておらず、施設ごとの水準に差が生じています。また、見直しを行っていないことから、維持管理経費の増減など社会経済情勢の変化が反映されておらず、利用者が負担する料金と、市費負担の割合に不均衡が生じています。

この『公の施設における使用料等の考え方』（以下「基本方針」という。）は、統一した料金算定の基本的な考え方などを定めるとともに、定期的に料金を見直し、社会経済情勢の変化に的確に対応した料金設定とすることを目的としています。

### ※1 「公の施設」

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第244条）

### ※2 「使用料」

地自法第225条に基づく許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき徴収することができるもの

### ※3 「利用料金」

地自法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入として收受させている公の施設の利用に係る料金

## 2 基本的な考え方

---

### (1) 負担の公平性の確保

施設の維持やサービスの提供に要する費用は、原則として利用者が負担するという考え方にに基づき、利用者に施設の公益性の度合いに応じた適正な負担をしていただくことで、利用者が負担する料金と市費負担の公平性を確保します。

### (2) 算定方法の統一化

施設の料金の算定方法は、市民や利用者にわかりやすく、また、透明性を確保し、施設により不平等が生じないように、共通の算定式を用います。

算定の基礎となる施設の維持管理費は、それぞれの施設に係る経費を用います。

### (3) 定期的な見直し

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

### (4) 効果的・効率的な施設運営

施設の運営にあたっては、公民連携の取組や経費節減、利用者・利用率の増加策などを積極的に検討・導入し、効果的で効率的な運営に努めます。

業務の見直しなどによる経費の節減は、料金の低減につながります。

利用者数の増加や利用率の向上は、施設の有効活用はもとより、料金収入が増加することで、市費負担の縮減につながります。

### 3 対象とする料金

---

基本方針の対象となる料金は、原則すべての料金とします。

ただし、国等から算定基準や単価が示されているものは、法令等に準じて見直しを行うこととし、基本方針の対象としません。

#### 【対象外とする施設の例】

保育所、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、母子福祉施設、障がい者福祉施設、  
デイサービスセンター、都市公園、公営住宅、病院

また、民業圧迫の恐れがあるものや、他自治体の類似する施設と同じ算定方法を適用すべきもの、政策的な判断により基本方針を適用し難いものなどは、基本方針の算定方法を適用せず、個別に料金を設定できることとしますが、見直しの時期は基本方針に沿うものとしします。

#### 【料金の算定方法を適用しない施設の例】

公営駐車場、宿泊施設、博物館、美術館、文化ホール、福祉住宅、霊園、  
森林公園、汚水処理施設

## 4 料金の算定方法

施設の料金の算定方法は、市民や利用者にわかりやすく、また、施設により不平等が生じないように、共通の算定式を用いることとします。

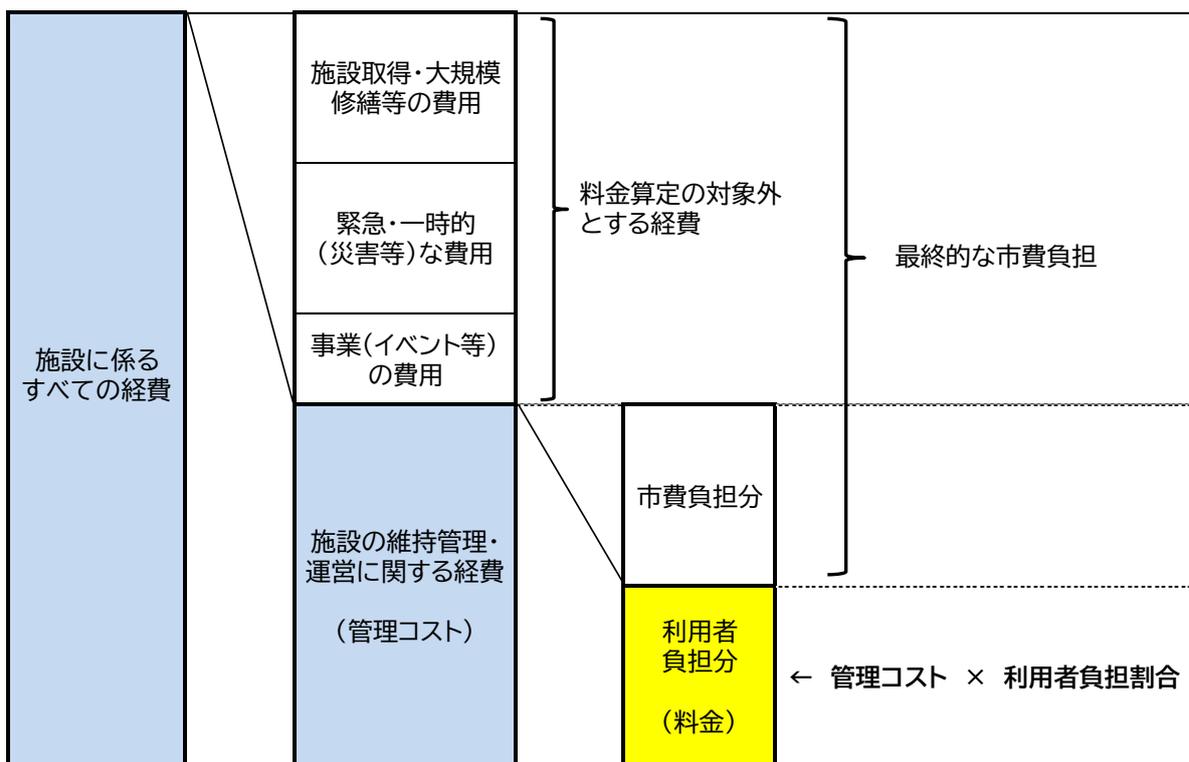
### (1) 基本的な算定方法

施設に係る経費のうち、統一的な基準で算定した金額を利用者が負担すべき「**管理コスト**」と定め、提供するサービスの性質により分類した「**利用者負担割合**」を管理コストに乗じることで得た金額を料金の目安とします。

### 基本算定式

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合}$$

### 料金算定のイメージ



## (2) 算定の対象とする経費

施設に係る経費を、算定の対象とする管理コストとそれ以外に区分し、施設ごとの管理コストを算出します。

### ア 管理コストに含める経費

管理コストに含める費用は、施設の維持管理とサービスの提供に要する「人件費」、「物件費」、「維持補修費」及び「指定管理業務に係る経費」とし、直近5年間の決算額の平均を利用します。

項 目		内 容
人件費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費＝人件費単価×職員数 人件費単価は職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員それぞれの平均給与額を用います。</li> <li>・ 対象は、行政サービスの提供に直接従事する職員に要する経費（直接人件費）とします。</li> <li>・ 期末、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等は含みますが、退職手当は除きます。</li> </ul>
物件費	報償費	・ 施設の管理運営に関する委員会等の委員謝礼 指導員謝礼等
	需用費	・ 消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	・ 電話料、点検手数料等、火災保険料、建物保険料等
	委託料	・ 施設の運営や維持管理に係る業務の委託料
	使用料及び賃借料	・ 建物借上料、機器借上料、受信料等
	備品購入費	・ 事務用機器、器具等備品の購入費
	負担金	・ 事業、運営負担金等
その他	・ 当該施設の管理運営に要する経費	
維持補修費		・ 施設や設備の修繕料、工事請負費等
指定管理業務に係る経費		・ 指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

## イ 管理コストに含めない経費

以下の経費は、管理コストに含めないものとします。

管理コストに含めない経費	理 由
施設の取得（用地取得費、建物建設費、償還利子等）、大規模修繕等※4に係る経費	市の施策として行政目的をもって建設されたものであり、誰もが利用することができる「市民全体の財産」であるため
自然災害、火災、事故等の特殊事情による経費	自然災害、火災、事故等の特殊事情による経費は、一時的、臨時的なもので、本来のサービス提供に要する経費とは異なるため
施設で実施されるイベント等事業に係る経費	イベント等事業に係る経費は、原則として、事業の参加者が負担すべきものであるため

### ※4 「大規模修繕」

建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えをいいます。（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号及び第 15 号）

具体的には、6 本の柱のうち 4 本を修繕すれば大規模修繕、瓦葺の屋根を全面金属板葺きに変更する行為は、大規模模様替となります。

### (3) 利用者の負担割合

#### ア 施設の分類と利用者負担割合

公の施設は、その性質が多様であるため、施設の性質に応じて「公益性」と「私益性・市場性」の度合いで分類し、利用者が負担する割合（利用者負担）と税金により負担する割合（市費負担）を設定します。

度合い	分類	負担割合	説明
	【A】	全額市費負担 (市費負担 100% 利用者負担 0%)	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるものの、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	【B】	利用者と市費で負担を折半 (市費負担 50% 利用者負担 50%)	社会教育や体育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスであるが、利用者が限定されるなど公益・私益の両方の性質を併せ持つサービス
	【C】	全額利用者負担 (市費負担 0% 利用者負担 100%)	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている(提供が可能な)サービス

#### イ 施設別の利用者負担割合

分類	施設
<b>【A】</b> 市費負担 100% 利用者負担 0%	高齢者・老人福祉センター、同和対策共同作業所、同和対策農業近代化施設、リサイクル施設、農村広場等、図書館、子育て支援施設、児童館、児童センター、保健センター
<b>【B】</b> 市費負担 50% 利用者負担 50%	福祉センター、市民センター、同和地区集会所、解放会館、保健センター(調理実習室等)、生産販売施設等、森林公園、森林センター、情報センター、商工業振興施設、勤労者福祉施設、地域振興施設(会議室等)、生涯学習センター、公民館、体育施設
<b>【C】</b> 市費負担 0% 利用者負担 100%	温泉施設、レクリエーション施設、地域振興施設

#### (4) 料金の算定方法

##### ア 会議室など一定の区画を貸し出す施設

会議室など一定の区画を貸し出す施設では、管理コスト、面積、時間、利用者負担割合を基に1室（区画）あたりの料金を算定します。

$$\text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} = \text{1m}^2\text{当たりの時間コスト①}$$

$$\text{①} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} = \text{1室(区画)当たりのコスト②}$$

$$\text{②} \times \text{利用者負担割合} = \text{1室(区画)当たりの料金}$$

※ 「年間開館時間」は、通常どおりに開館した場合の時間とします。

※ 「貸出総面積」は、利用者が占有する面積であり、他の利用者や市民で共有する玄関ホールやトイレ等の面積は含めません。

##### イ 不特定多数の個人が同時に利用する施設

温泉施設など不特定多数の個人が同時に利用する施設では、管理コスト、収入額、利用者負担割合を基に1人当たりの料金を算出します。

$$\text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合} = \text{本来の料金収入額①}$$

$$\text{①} \div \text{料金収入額(直近5年平均)} = \text{倍率②}$$

$$\text{現在の料金} \times \text{②} = \text{1人当たりの料金}$$

#### (5) その他の設定

##### ア 同種・類似のサービスを提供する施設の料金

同種・類似のサービスを提供する施設で、料金の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出できるものとします。

##### イ 市民以外の料金

公の施設は、市民の財産であり、管理運営経費には税金も充てられていることから、市民以外の利用によって市民の利用に支障が生じる場合や、市民以外の利用が特に多い場合は、料金に差を設けることができるものとします。

##### ウ 営利目的利用

営利目的の利用の場合は、民間の動向を踏まえた料金を設定できるものとします。また、イで定める市民以外の料金に加算できるものとします。

## エ 曜日・時間による加算

(4)の算定方法では、曜日や時間による施設の管理コストの違いを加味しないため、利用の実態等を勘案し、曜日や時間により料金に差を設けることができるものとし、ます。

## オ 空調・照明・附属器具の料金

空調・照明の料金は、使用により電気料金や燃料費が発生することから、実費相当分とします。

附属器具の料金は、器具の老朽度や使用状況等を考慮する必要があり、統一的な基準の策定は困難であるため、個別に料金を設定できることとし、料金の見直しを随時行います。

## 5 定期的な見直し

---

### (1) 見直しの時期

利用者が負担する割合を適正に維持するため、社会経済情勢の変化や施設の維持管理経費が適時に反映されるよう、原則、5年ごとに料金の見直しを行います。

なお、指定管理者制度の導入施設については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、原則として、指定期間中における料金の改正は行わないこととし、次期の指定管理者を募集するタイミングに合わせて行うものとします。

ただし、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などはこの限りではありません。

### (2) 改定の幅（上限・下限の設定）

改定する料金は、急激な価格の変動を防止するため、改定前の1.3倍の範囲内に収まるよう設定します。

### (3) 料金の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱事務を勘案し、算出した料金は原則として50円単位で調整します。

### (4) 消費税の取扱い

消費税率の変動は管理コストに影響を与えることから、消費税率が改定される際は料金の見直しを行います。

### (5) 市民への周知

料金を改定する際は、経費や利用者負担割合などの考え方を広く周知するとともに、十分な周知期間を設定することとします。

## 6 減額・免除

---

料金の減額又は免除（以下「減免」という。）は、政策的な特例措置として、経済的・社会的弱者や公益的な活動を行う団体の施設利用の促進や利便性の向上等のために実施しています。

### (1) 基本的な考え方

減免は、施設の設置目的及び性質と、「市の主催や共催」の場合の公益性をもとにした基準を踏まえて判断することとし、減免率は100%と50%の2種類とします。

また、減免の対象を条例や規則において明記します。

なお、減免は、施設使用の対価である料金を政策的に減額・免除するものであり、その適用にあたっては真に必要なものに限定します。

### (2) 適正な運用

減免は、原則として施設利用者からの申請に基づき、その都度決定します。

公平性・公正性を損なわないよう、利用者が減免の適用を申請した場合は、減免の基準を満たしているかどうかについて、客観的に証明できる身分証明書や資格の有無等の確認を徹底するなどして、適正に運用します。利用者が減免の基準を満たしているか確認できない場合は、料金を減免しないこととします。

### (3) 統一的な基準

原則として以下の表を統一的な基準とします。

区分	利用団体・利用内容	減免率	備考
1	市(市教育委員会・市が設置する附属機関等含む)及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体(県・広域連合等)が主催・共催、委託する事業	100%	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体(指定管理者等)が施設の管理運営目的で利用する場合	100%	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	100%	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動(授業、行事、部活動の一環)として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	50%	
5	その他市長が必要と認める場合※5	100% 又は 50%	

#### ※5 「市長が必要と認める場合」

「市長が必要と認める場合」の減免は、条例や規則で例外規定として定められている減免の中でも、さらに例外的に減免するものであるため、公平・公正な観点で判断する必要があり、運用の際は減免理由及び金額を明確にしたうえで、文書で承認を得ることとします。

別紙「チェックシート」(16頁)等による確認をもとに、減免の可否を判断します。

#### (4) 施設ごとの基準

施設の目的と性質に応じ、(3)の統一的な減免基準に加えて、施設ごとに減免の基準を定めることができることとします。

施設ごとの基準は、以下の表を標準として、大きく逸脱することのない範囲で施設ごとに決定するものとします。

利用者・利用内容		減免率
(例)	一定区画(会議室等)を貸し出す施設で、市内に所在する公共的団体等 <sup>※6</sup> が、目的に沿った施設で公益的な活動 <sup>※7</sup> をする場合	100%
	市内の自治会・地縁団体が地域振興目的で使用する場合	
	市内の福祉団体(社会福祉協議会等)が、社会福祉目的で社会福祉施設を使用する場合	
	市内の観光協会・商工会等が産業振興目的で産業振興施設を使用する場合	
	市内のスポーツ協会等が参加者を公募して行う事業でスポーツ施設を使用する場合	
	市内の団体で、教育委員会が認定する文化団体・社会教育関係団体が生涯学習などの社会教育活動で社会教育施設を使用する場合	
	一定区画(会議室等)を貸し出す施設で、市内に所在する公共的団体等が上記以外の活動をする場合	50%
(例)	個人が同時に利用する施設で、利用促進を図る場合	100% 又は 50%
	未就学児、小中学生が利用する場合	
	障がい者が使用する場合	

#### ※6 「公共的団体等」

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でもよく、また法人でなくてもよいとされています。(行政実例 S24.1.13 S34.12.16)

#### ※7 「公益的な活動」

個人の利益(私益)や特定のグループだけの利益(共益)ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの(上田市自治基本条例逐条解説)で、政治や宗教、公序良俗に反する活動を除きます。

#### (5) 空調・照明・附属器具の料金

空調・照明・附属器具の料金は、使用する場合と使用しない場合の料金の公平性を確保するため、原則減免しないこととします。

ただし、市長が特別な理由があると認める場合には施設の利用実態等を踏まえて減免の判断を行うこととします。

#### (6) その他

##### ア 指定管理者制度導入施設での取扱い

減免は、政策的な特例措置として実施するものであるため、指定管理者制度導入施設においても、基本方針に沿った取扱いとします。

ただし、事前に市の許可を得た場合は、指定管理者が独自の裁量で減免を行うことができることとします。

##### イ 適用時期

減免に関する基本方針の内容は、策定の日から3年後を目途に適用することとします。

適用に向けて、利用者及び利用関係団体への周知を十分に行うこととします。

## 7 検討経過等

日付	内容
令和2年2月	上田市行財政改革推進委員会(以下「委員会」)において、基本方針(素案)の概要を説明。
令和4年11月	委員会において、基本方針(案)を協議。
令和4年12月	基本方針(案)のパブリックコメントを実施。
令和5年1月	委員会において、パブリックコメントの意見を踏まえた基本方針(案)の見直し内容を協議。
	公民館館長会において、基本方針(案)を協議。公民館職員及び行政管理課職員による受益者負担検討プロジェクトチームを設置。
令和5年3月	上田市議会総務文教委員会において、議題外として基本方針(案)を説明。
令和5年7月	市内9つの公民館を会場に、基本方針(案)の市民説明会を開催。
令和5年9月 ～10月	令和5年9月上田市議会定例会において、「上田市公民館使用料の受益者負担のあり方に関する陳情」が不採択となる。
令和5年10月	委員会において、市民説明会の結果を踏まえた基本方針(案)の見直し内容を協議。
令和5年11月	上田市議会全員協議会において、基本方針(成案)を説明。
令和5年11月 ～12月	令和5年12月上田市議会定例会において、「上田市使用料等算定に係る利用料・使用料の負担を従来どおりにする事を求める陳情」が不採択となる。

## 使用料等の減免(市長が必要と認めるもの)適用チェックシート

減免申請者 \_\_\_\_\_

使用施設 \_\_\_\_\_

チェック項目を確認した結果を✓で記入

No.	チェック項目	確認結果	
		該当する	該当しない
1	減免申請に必要な書類(事業計画書やパンフレット等)は提出されている		
2	当該事業・催しの目的・内容は公益性がある		
3	当該事業・催しの主催者は、公益に資する団体である		
4	当該事業・催しについて、主催者が使用料等の減免を受ける(財政的支援などの)必要性がある		
5	特定の政党の利害に関する政治活動や特定の候補者を支持する団体(これを反対する団体を含む)ではない		
6	特定の宗教を支持し、支援する宗教活動を行う団体(これを反対する団体を含む)ではない		
7	営利を目的とした事業を行う団体ではない		

減免の判断基準	減免の可否
上記確認結果を総合的に考慮して公益性の観点から減免する「必要がある」「ふさわしい」と認められる場合のみ減免が可能	

- ・ 1～7のチェック項目の確認結果に基づき減免の可否を判断
- ・ 減免の可否の欄に減免できる場合は可、減免できない場合は否と記入